

## 神戸市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父の就業に際し、教育訓練にかかる費用の一部を支給することにより、個々の母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、もって、母子家庭又は父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 実施主体は、神戸市とする。

### (対象者)

第3条 対象者は、市内に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項又は第2項)に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。)であつて、次の(1)から(3)の全てを満たす者又は(2)から(4)の全てを満たす者とする。ただし、(4)の規定は、当該教育訓練の受講開始日が令和3年3月31日までの間に属する場合に適用する。なお、この事業において、「児童」とは、二十歳に満たないものをいう。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること。(ただし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定は適用しない。)
- (2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。
- (3) 過去にひとり親家庭自立支援教育訓練給付金(以下「給付金」という。)を受給していないこと。
- (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により収入に著しい減少があったことが認められるものであること。

### (対象講座)

第4条 対象講座は、次の講座とする。

- (1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が必要と認める講座
- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「特定一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が必要と認める講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)
- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「専門実践教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が必要と認める講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)

### (支給額)

第5条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(第4条(1)及び(2)の講座を受講する者)

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用の6割に相当する額とする。ただし、その額が20万円を超える場合は20万円とし、12千円を超えない場合は給付金の支給は行わないもの

とする。)

- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(第4条(3)の講座を受講する者)

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用の6割に相当する額とする。ただし、その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超える場合は、修学年数に40万円を乗じて得た額(この場合160万円を超える場合は160万円)とし、その額が12千円を超えない場合は給付金の支給は行わないものとする。

- (3) 受講開始日現在において前各号以外の受給資格者

前各号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金(以下「教育訓練給付金」という。)の額を差し引いた額

なお、令和4年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る給付金については、従前の例による。

(対象講座指定申請)

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、受講開始前に様式第1号に必要な書類を添付した上で、市長に対象講座の指定を申請しなければならない。

2 市長は、前項による申請があったときは、対象講座指定の可否を決定し、申請者に通知しなければならない。

3 対象講座指定申請は、市長が定めた期日までに行わなければならない。

(給付金支給申請)

第7条 前条の指定対象講座について、給付金の支給を受けようとする者は、様式第4号に必要な書類を添付した上で、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項による申請があったときは、給付金支給の可否を決定し、申請者に通知しなければならない。

3 支給申請は、受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内に行わなければならない。なお、教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して1ヶ月以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

4 市長は、同条第2項による給付金の交付決定後、申請者の指定する振込口座に補助金を交付するものとする。

(返還請求)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の返還を請求することができる。

(1) 偽り、その他不正な手段により給付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に反したとき。

(その他)

第9条 この要綱の施行に際して、必要な事項は、主管局長が定める。

(附則)

この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行し、平成 16 年 8 月 1 日以降に対象講座指定申請を行ったものより適用する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定は、施行日以後に教育訓練を開始した受給資格者について適用し、施行日前に教育訓練を開始した受給資格者については、なお従前の例による。

(附則)

この要綱は、平成 25 年 5 月 17 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日以降に対象講座指定申請を行ったものより適用する。

(附則)

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行し、平成 26 年 10 月 1 日以降に対象指定講座申請を行ったものより適用する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定は、事前に対象講座の指定通知を受け、施行日において当該教育訓練を受講しているものより適用し、施行日前に修了した当該教育訓練にかかる給付金については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 雇用保険法第 60 条の 2 第 4 項の規定により一般教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格者で、かつ平成 29 年 4 月 1 日以後に給付金の対象となった者のうち、教育訓練講座の指定を受けていない者は、すみやかに対象講座の指定を受けるものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、施行日において当該教育訓練を受講しているものより適用する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、施行日において当該教育訓練を受講しているものより適用する。

(附則)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 3 条第 4 号及び第 5 条第 1 号並びに同条第 2 号の規定は、施行日において当該教育訓練を受講している者又は受講開始日が施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に属する者に適用する。
- 2 令和 2 年 4 月 1 日以後に給付金の対象となった者のうち、教育訓練講座の指定を受けていない者は、すみやかに対象講座の指定を受けるものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から施行し、令和3年3月1日から適用する。  
ただし、第6条第1項及び第7条第1項については、令和3年4月1日に施行し、令和3年4月1日から適用する。

(附則)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、施行日において当該教育訓練を受講しているものより適用する。
- 2 令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に、当該教育訓練を受講している者又は受講を開始した者については、第5条第1号並びに同条第2号の規定によらず、当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用の全額に相当する額を対象費用とする。ただし、その額が20万円を超える場合は20万円（第5条第2号においては、その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超える場合は、修学年数に40万円を乗じて得た額（この場合160万円を超える場合は160万円））とし、12千円を超えない場合は給付金の支給は行わないものとする。